

ふくし：わたらい

社 協 情 報



5 月号



R6・5・2発行

ふれあいネットワーク

度会町社会福祉協議会
http://www.watarai-syakyo.com/

TEL 62-1117

福祉講演会

3月3日（日）に度会町中央公民館で福祉講演会が開催され、多くの住民の皆様にご参加いただきました。

福祉講演会は、地域住民の皆様がお互いに支え合い、助け合いながら、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを実現するために必要なことをともに考え、日ごろの地域での生活、また地域での支え合



い活動等につなげてもらうことを目的に毎年開催をしています。コロナ禍で約4年間中止していましたが、今回5年ぶりに開催するはこびとなりました。

今回は、プラスアップの日間賀恵子様にお越しいただき、「頑張れ！てふてふ農場～誰もが集まれる農場目指して移住しました～」ということで、地域福祉活動や、農福連携についての活動のお話をいただきました。

日間賀様は三重県難聴者・中途失聴協会副会長を務められており、社会福祉士、

精神保健福祉士等の資格をお持ちで、障がい者の方の就労支援を長年続けられ、多くの人を社会に送り出してきました。しかし、地域で暮らしていくためには、仕事だけではないことに気づき、多気町に移住し、ビジネスパートナーの小笠原様とお二人で、地域福祉活動や、てふてふ農場事業に取りくんでみえます。てふてふ農場での農福連携活動を行う上での課題や成功した事例などを日々の取り組みの中から力強くお話していただき、参加された皆様もそのお話に惹きこまれていきました。

また、今回は三重県聴覚障害者支援センターより、4名の要約筆記者の方々にもお越しいただき、要約筆

記も同時にしていただきました。

要約筆記とは、聞こえない方と聞こえる方のお互いの意思疎通のために、話の内容を文字にして伝えることです。話すスピードは書くスピードより速いため、全てを文字化はできないので、話の内容を要約しつつ筆記します。ご参加いただいた皆様にも「要約筆記」について知っていただく機会になったと思います。



要約筆記の様子と講話を聞くみなさん

内城田地区のみなさんへ

ふくしほっとカフェ



地域で気軽につどい、お話ししたり相談したりする場所として『ふくしほっとカフェ』を開催させていただくこととなりました。参加される皆さんと一緒に、「ほつ」と一息つきながら、お話ししたり、楽しいひと時を過ごしてみませんか？

開催日：令和6年5月23日(木)
時間：午前10時～11時30分
場所：度会町中央公民館 研修室
参加対象者：度会町内城田地区に在住の方
内容：中村潤さんミニコンサート



参加費：無料

◇お困りごとのある方は、相談コーナーを開設いたしますのでご利用ください。
◇当日、玉城町の『身障者就労センター上々』様のお菓子等の訪問販売もあります。お買い物希望される方は、お金をご準備ください。

★申込締切 5月13日(月)

★定員 40名程度

申込・お問い合わせ先
度会町社会福祉協議会
☎:0596-62-1117
(担当：事務局 中津)

福祉推進員

研修に行ってきました！！

3月14日（木）に福祉推進員研修を行い、6名が参加しました。今回は福祉施設の視察研修として、伊勢市の住宅型有料老人ホームいそかぜ様、看護小規模多機能型居宅介護そねの家様にご協力いただき、施設の見学をさせていただきました。

いそかぜは、全室個室・バリアフリーによる快適な環境で、館内はストレッチャーや車椅子で移動が可能となっており、看護師が24時間365日常駐し、医療的な処置が必要な利用者の受け入れ体制を整えてみえ

ます。また、医師の往診も定期的であり、日々利用者様が安心して生活を送っていけるよう、健康状態の把握を行っているそうです。

そねの家は、令和6年2月にオープンされたばかりで、民家を改装されたため、もりのある建物の中でサービスを展開されています。

『デイサービス・ショートステイ・訪問（看護・介護）』の3つのサービスを一体的に行い、利用されている方のライフスタイルを尊重したお世話をされているそうです。

医療ニーズの高い方にも

対応してみえ、安心して入浴できる機械浴槽や個室に設置された電動式の低床ベッド、安心モニターなども見せていただきました。

最後に職員の方々による音楽療法のピアノとバイオリン演奏を聞かせていただき、心が和みました。



+ 5月は赤十字運動月間です！！

日本赤十字社は、『災害からのちを守る赤十字』として、被災者に寄り添った救護活動に取り組めるよう日頃から訓練や研修に努めています。また、災害救護以外にも、災害から人びとのいのちを守るための防災教育、もしもの時に人のいのちを助ける救急法等の講習、支援を必要とする方への医療事業、社会福祉事業など幅広く展開しています。

令和6年1月1日の能登半島地震災害では、災害発生直後から関係機関と連携

し、救護班等による救護所の開設や避難所の巡回診療を実施したほか、断水地域では給水衛生支援を実施するなど、ニーズに即した幅広い活動を実施しました。これらの活動は皆様からお寄せいただく支援により支えられています。今後とも赤十字運動の理念と活動の普及に努めてまいりますので活動資金へのご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

みなさまの温かいご支援を
よろしくお願ひします。



6月

- 4日 食事サービス
- 7日 食事サービス
- 11日 食事サービス
- 14日 食事サービス
- 15日 世代間交流会
(小川郷・一之瀬地区)
- 18日 食事サービス
- 20日 民生児童委員定例会
- 21日 食事サービス
- 25日 食事サービス
- 28日 食事サービス
- 29日 ユニバーサルスポーツ体験交流会





令和6年度 社会福祉協議会事業

ご利用ください！♡ 社協のサービス♡ を・・・



～ 社会福祉協議会では住み慣れた町で心のこもった総合的福祉サービスを提供します！～

1. 法人運営

- ★ 法人運営の経営体制の強化
- ★ 役職員の資質向上
- ★ 各種関係機関・団体等との連携
- ★ 財源の確保（会員制度の推進・寄付金の受付・ボランティア基金箱の設置・回収）
- ★ 広報啓発活動（社協広報紙の発行、社協ホームページ、町広報・新聞等の活用）



2. 地域福祉事業の推進

- ★ 支え合いのまちづくり
福祉講演会の開催、1日福祉体験教室、ボランティアセンター事業、地域お助け隊への活動支援、民生委員児童委員・福祉推進員の合同研修会の開催
- ★ 安心・安全な仕組みづくり
ふれあい福祉相談事業（法律相談【弁護士】・一般相談【職員が随時対応】）、ふくしほっとカフェ（移動型出張相談所）、緊急連絡カードの作成、ふれあい食事サービスの実施、日常生活自立支援事業の推進・普及啓発
- ★ ふれあいの場づくり
集いの場立ち上げへの支援、多世代交流の機会の提供（世代間交流会）、高齢者交流事業（地区別交流会、米寿以上の方のお祝い）、障がい者スポーツ交流事業（ユニバーサルスポーツ体験交流会）
- ★ 地域生活を支える環境づくり
福祉有償運送事業、安心・安全な環境づくりへの協力、情報のバリアフリー化、ボランティア養成講座

3. 相談・援助事業の推進

- ★ 障がい者福祉（障がい者（家族）への相談支援）
- ★ 児童福祉
- ★ 低所得者福祉対策（生活福祉貸付事業）
- ★ 日常生活自立支援事業の実施
- ★ 生活困窮者自立支援法に関する事業

4. 民生児童委員との協働事業（福祉ニーズに対応した福祉の町づくりの推進）

- ★ 在宅福祉サービス利用への支援
- ★ 一人暮らし高齢者・高齢者世帯の把握

5. 各種団体への関わり

- ★ 老人会・身体障害者睦会・母子寡婦福祉会・民生委員児童委員協議会・遺族会・保護司会
- ★ 当事者団体の支援（在宅老人介護者の会・手をつなぐ親の会【障がい者】）

6. 各種募金活動への協力（各種募金活動の啓発と推進）

- ★ 共同募金活動の実施
- ★ 日赤募金の協力
- ★ その他災害地域支援金や非営利民間組織の活動への支援

7. 各種大会の開催・参加

- ★ 福祉ふれあいまつり
- ★ 三重県社会福祉大会

8. 介護保険事業の実施（右記事業）

9. 障害者総合支援法に基づく事業の実施（右記事業）



～ 介護保険事業メニュー ～

☆通所介護事業・第1号事業通所型サービス（デイサービス）通常規模型

場 所：地域福祉センター
 内 容：☆送迎 ☆健康チェック ☆入浴 ☆食事 ☆機能訓練 ☆レクリエーション・体操 など
 利用時間：月～金曜日（祝日及び12月29日～翌年1月3日を除く） 午前9時50分～午後3時50分

☆通所介護事業・第1号事業通所型サービス（デイサービス）地域密着型

場 所：れんげ草(旧南中村保育所)
 内 容：☆送迎 ☆健康チェック ☆入浴 ☆食事 ☆レクリエーション・体操 など
 利用時間：月～金曜日（祝日及び12月29日～翌年1月3日を除く） 午前9時45分～午後3時45分

☆訪問介護事業・第1号事業訪問介護型サービス（ホームヘルプサービス）

内 容：☆身体介護（食事・排泄・衣類脱着・身体の清拭・入浴介助・おむつ交換など）
 ☆生活援助（調理・衣類の洗濯・部屋の掃除・整理整頓などの家事に必要な援助）
 利用時間：月～金曜日（12月31日～翌年1月3日を除く） 午前7時30分～午後9時

☆居宅介護支援事業・第1号介護予防支援事業（ケアプラン作成）

内 容：☆利用者や家族のニーズにあわせたケアプランの作成 ☆介護保険申請の手続き代行
 ☆介護保険施設等の紹介 ☆福祉用具の購入・住宅改修・介護の方法や悩みなどの相談受付
 利用時間：月～土曜日（祝日及び12月29日～翌年1月3日を除く） 午前8時30分～午後5時15分
 （※ただし土曜日のご来館につきましては事前予約制となります）

～ 障がい者総合支援法に基づく事業メニュー ～

☆障がい者デイサービス事業（身体・知的・精神障がい者デイサービス）

内 容：☆送迎 ☆創作活動（手芸・工芸） ☆入浴 ☆食事
 ☆機能訓練など ※一日ゆっくりと過ごしていただきます
 利用時間：月～金曜日（祝日及び12月29日～翌年1月3日を除く）
 午前9時45分～午後4時00分

☆障がい者居宅介護事業所（身体・知的・精神障がい者ホームヘルプサービス）

内 容：☆身体介護（入浴・排泄・食事・衣類の脱着・通院などの介助）
 ☆家事援助（調理・洗濯・掃除・買い物などの生活援助）
 利用時間：月～金曜日（12月31日～翌年1月3日を除く） 午前7時30分～午後9時

☆障がい児日中一時支援（身体・知的障がい児の一時預かり）

内 容：障がいのあるお子様を一時的にお預かりします
 利用時間：学校が長期休みの間 午前9時45分～午後4時00分

☆特定相談支援事業・障がい児相談支援事業

内 容：☆障がい福祉サービス等の利用計画の作成
 ☆モニタリング
 利用時間：☆月～金曜日（祝日及び12月29日～翌年1月3日を除く）午前8時30分～午後5時15分



☆障がい者地域生活相談支援事業（度会町障がい者・児相談支援センター らいふ）

内 容：☆障がい者又は家族からの生活の悩み等の相談受付、支援
 利用時間：☆月～金曜日（祝日及び12月29日～翌年1月3日を除く）午前8時30分～午後5時15分